

県南広域振興局長告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年11月7日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600561	有限会社ケイエス在宅介護サービス	ケイエス在宅介護サービス 北上事業所	北上市和賀町藤根11地 割84番地	平成29年9月30日